（別添１）

単式簿記方式における科目

(会計細則例第９条による科目)

収支予算書及び収支決算書の科目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 科　　　　　目 | 取　　扱　　要　　領 |  |
| 款 | 項 |
| **【**収入】土地改良事業収入附帯事業収入基本財産運用収入 | 賦課金収入加入金収入夫役現品収入転用決済金収入負担金収入他目的使用料収入 | 土地改良事業における収入一般管理費、土地改良事業費（土地改良区が行う管理事業費を含む。）、附帯事業費、国営負担金、県営分担金及び償還金等に充当するための賦課金収入土地改良区に新規に土地が編入（加入）される場合において、これまで土地改良区が行った土地改良事業に対する加入者の負担額夫役現品に充当するための賦課金収入決済年度以前の年度に係る賦課金等の決済時点における未納入金額及び決算年度の翌年度以降の事業に係る負担金額土地改良区営土地改良事業における関係者及び関係機関等からの負担金収入（組合員を除く。）土地改良事業以外の事業における収入土地改良施設等を他目的使用させることにより生ずる収入土地改良区の健全な運営を図るため、定款及び規約において基本財産と定めたものから生じる収入 |
|
|  |  | 基本財産配当金収入 | 基本財産を運用することにより受け取る配当金収 |  |
|
|  | 特定資産運用収入補助金等収入交付金収入寄付金収入受託料収入雑収入借入金収入 | 基本財産利子収入特定資産配当金収入特定資産利子収入○○事業補助金収入○○助成金収入適正化事業交付金収入寄付金収入○○業務受託料収入過年度収入雑収入区債収入公庫資金借入収入 | 入基本財産を運用することにより受け取る利子収入基本財産以外のその他固定資産のうち、積立金規程等において積立目的及び管理並びに運用について、一定の制約が付されている特定資産から生じる収入特定資産の積立金等を運用することにより受け取る配当金収入特定資産の積立金等を運用することにより受け取る利子収入土地改良区が行う土地改良事業費、運営費に充てる目的で受け取る補助金、助成金等補助事業に要する経費に対する国県等からの補助金収入土地改良区運営経費等に充てるための市町村等からの助成金収入土地改良施設維持管理適正化事業の交付金額（土地改良区が拠出した金額を含む。）寄付を受けたことによる収入土地改良区が行う受託業務における収入過年度の未収金等の収入過怠費、延滞利息等の収入土地改良区が事業を行うために発行した区債から生ずる収入日本政策金融公庫から受けた融資資金 |  |
|
|  |  |  |  |  |
|
|  | 積立金取崩収入更新積立金収入固定資産売却収入交付換地清算金収入徴収換地清算金収入○○会計繰入額繰越金**【**支出】土地改良事業費 | その他借入金収入積立金取崩金任意更新積立金収入土地売却収入建物売却収入車両運搬具売却収入工具器具等売却収入換地清算金交付金収入換地清算金徴収金収入○○会計からの繰入金前年度繰越金工事費支出維持管理費支出適正化事業費支出 | その他金融機関から受けた融資資金各種積立金を取り崩すことで生ずる収入将来の更新事業の負担に備えるための任意積立金収入固定資産売却により生じる収入土地売却により生ずる収入建物売却により生ずる収入車両運搬具売却により生ずる収入工具器具等売却により生ずる収入都道府県営土地改良事業の換地等の換地清算において都道府県等から交付される換地清算金により生ずる収入関係権利者から徴収する換地清算金により生ずる収入他会計からの繰入金前会計年度からの繰越金額毎期の土地改良区営土地改良事業実施に必要な費用土地改良区営土地改良事業の工事等に要する費用日常の維持管理に要する経費（土地改良区連合の負担金等を含む。）土地改良施設維持管理適正化事業の実施に要する |  |
|
|  |  |  | 経費 |  |
|
|  | 一般管理費負担金等借入金返済支出固定資産取得支出支払換地清算金収入 | 適正化事業拠出金支出委託業務費支出受託業務費支出運営事務費支出事務所費支出○○事業負担金等支出支払負担金等支出公庫資金償還金支出その他返済金支出土地取得支出建物取得支出車両運搬具購入支出工具器具等購入支出換地清算金支払金支出 | 土地改良施設維持管理適正化事業の土地改良区拠出金土地改良区が委託する業務に要する経費（土地改良事業に関するものに限る。）土地改良区が受託する業務に要する経費（土地改良事業に関するものに限る。）土地改良区運営のために要する一般的経費土地改良区運営のために、毎年度経常的に要する経費土地改良区事務所等の維持管理等に要する経費国営及び都道府県営土地改良事業の負担金、分担金等（国の直轄管理、県管理補助等の公的管理地区の負担金等土地改良事業に係る各種負担金を含む。）土地改良区が加入している団体への年会費等日本政策金融公庫からの融資資金の償還金公庫以外の融資機関に対する返済金事業に要する固定資産の取得に要する経費土地の取得に係る支出額建物の取得に係る支出額車両運搬具の購入に係る支出額工具器具等の購入に係る支出額関係権利者に支払う換地清算金額 |  |
|
|  |  |  |  |  |
|
|  | 納付換地清算金収入積立金繰出支出○○会計繰出額予備費 | 換地清算金納付金支出○○積立金繰出支出○○会計繰出金支出予備費 | 都道府県営土地改良事業の換地等の換地清算において都道府県等に納付する換地清算金額各種積立金を積み増すための支出額他会計への操出金承認された予算科目及び予算額が不足したときに用いることができる金額 |  |

　上記の款「一般管理費」のうち、項「運営事務費支出」の説明種目については、次のとおり。

（説明種目及び意味）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  　説　明　種　目 |  　　　　　　　附　　　　　　　　　　記 |  |
|  １．報　　　　　酬 |  　広義の意味では一定の役務の対価として与えられる反対給 付をいう。役員、総代、委員等について、年額（年報償額） で土地改良区の報酬規程又は総（代）会で議決されているも の |
|  ２．給　　　　　料 |  広義の意味では労務に対する対価である。土地改良区の職 員給（月給）で、臨時職員を含まない。厚生年金加入職員（農 業漁業共済組合加入履歴を含む。）をいう |
|  ３．旅　　　　　費 |  旅費規程による。非常勤役員、総代、委員等の費用弁償等 も広義の旅費 |
|  ４．手　　　　　当 |  扶養家族手当、通勤手当、時間外勤務手当、寒冷地手当、 宿日直手当、期末勤勉手当、管理職手当 |
|  ５．報 償 金 |  講演会、研修会に依頼した講師に対する謝礼金等 |
|  ６．賃　　　　　金 |  身分が土地改良区職員でない者の給与 |
|  ７．備　　　　　品 |  自動車、トラクター、テレビ、机、椅子、書庫、パーソナ ルコンピューター、複写電卓等 |
|  ８．消　耗　品　費 |  消耗品は使用することによって消耗され、原形を失い又は 損じ易いもの、若しくは長期保存使用に耐えないもの 　例えば、各種事務用用紙類等 |
|  ９．燃　　料　　費 |  事務所暖房用及び炊事用のガス等、自動車燃料、オイル等 |
|  10．給水光熱費 |  電気使用料、水道使用料 |
|  11．通信運搬費 |  郵送代、電気代、電話架設工事費等 |
|  12．印刷費 |  封筒、罫紙類（名入り印刷）賦課金通知書、督促状、その 他関係諸帳簿印刷、パンフレット、災害等の現場写真代等 |
|  13．広告費 |  事務上及び事業上必要な広告の費用（新聞その他の広告等） |
|  14．食糧費 |  会議用茶菓、弁当等業務上必要とされるもの |
|  15．交際費 |  交際費は業務上必要の最小限度で、適切な予算額の計上が 必要 |
|  16．借損料 |  土地借上料、敷地借上料、家屋借上料、公舎借上料 　自動車借上料等 |
|  17．修繕費 |  事務所の小破修繕程度 |
|  18．償還及び賠償金 |  日本政策金融公庫等借入金償還金 　賠償金、交通事故等による賠償金 |
|  19．利　　　　子 |  一時借入金利子、公債利子 |
|  20．保　　険　　料 |  火災保険、健康保険、失業保険、厚生年金、共済年金、土 地改良施設損害賠償保険等 |
|  21．投資及び出資金 |  農林中央金庫出資金、県信連出資金等 |
|  22．繰上充用金 |  前年度繰上充用金（総（代）会の議決が必要） |

財産目録の科目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 科目 | 取　　扱　　要　　領 |  |
| 款 | 項 |
| 【資産の部】 |
| **［**流動資産］**［**固定資産］有形固定資産 | 現金及び預金有価証券未収賦課金等換地清算金未収金短期未収金前払金仮払金 | 資産のうち、期末日の翌日から１年以内に現金化、費用化ができるもの現金：手もとにある金銭、小切手、郵便為替貯金　　　払出証票、郵便為替証書等預金：金融機関への預貯金、当座預金、普通預金、　　　定期預金、郵便貯金等（特定資産に属する　　　ものを除く。）期末日の翌日から１年以内に満期の到来する債券等（ただし、基本財産又は特定資産に属するものを除く。）賦課金、加入金、転用決済金等土地改良法において強制徴収権を付与されている未収入金（当期に賦課等をした未収入金に限る。）換地清算における関係権利者からの未収金で換地処分公告の翌日から起算して、１年未満のもの補助金、財産使用料、受託料、他目的使用料等相手方の同意において受け取ることとなる未収入金（ただし、当期に契約等をした１年以内の未収入金に限る。）購入物品又は用益代金等の前払金役職員の出張旅費や交際費等で支出額や科目が確定していない場合において支出した額を一時的に処理する科目土地改良区において継続的に事業等に使用することを目的として所有するもの土地や建物のように実体のある資産で、長期にわたり事業に使用する目的で保有する資産（土地改 |
|
|  | 無形固定資産その他固定資産 | 山林、宅地及びその従物建物及び附属設備機械及び装置車両運搬具工具、器具等建設仮勘定事務所等借地権ソフトウエア基本財産※説明種目レベルの例　　　山林、宅地及びその従物 | 良施設、同敷地権利を除く。）山林、宅地及びその従物たる資産土地改良区の事務所、倉庫等の建物及び車庫その他建物附属設備（建物に対して行った造作を含む。）工作又は作業用の機械及び装置（工具及び器具を除く。）自動車、自動二輪車等の事業の用に供される車両及び運搬具測定、検査及び修理用等工具器具並びに家具、電気器具、事務機器及び什器等（耐用年数が１年以上で、かつ、取得価格が３万円以上のものをいう。）建設中の建物、製作中の機械等、完成前の有形固定資産への支出等を仮に計上しておくための勘定科目固定資産のうち、借地権、ソフトウェア資産等事務所等敷地の借地権で、土地改良施設及び基本財産の敷地に属さない土地の借地権パーソナルコンピューターソフト等事務の用に供されるもの（土地改良施設操作のソフトウェアを除く。）有形固定資産、無形固定資産以外の固定資産土地改良区の健全な運営を図るため、定款及び規約において基本財産と定めたもの山林、宅地及びその従物で、定款及び規約において基本財産と定めたもの |  |
|
|  |  |  備荒積立金　　　土地改良施設更新積立金 基本財産有価証券特定資産※「財政調整基金」から「差入保証金等」までは説明種目レベルの例　　財政調整基金　　職員退職給付積立金　　役員退任慰労積立金　　転用決済金積立金 土地改良事業負担金等積立金 土地改良事業長期前払費用　　　建物等更新積立金　　長期未収賦課金等 | 災害等による減収の補填又は応急復旧事業等に充てるための積立金で、定款及び規約において基本財産と定めたもの所有土地改良施設の更新に際して土地改良区の負担する更新事業費に充当するための積立金で、定款及び規約において基本財産と定めたもの定款及び規約において基本財産と定められた有価証券基本財産以外のその他固定資産のうち、積立金規程等において積立目的及び管理並びに運用について、一定の制約が付されているもの年度間の財源不均衡の調整に充てるための積立金職員の退職給付金に充当する積立金役員の退任慰労金に充当する積立金農地の転用等による地区除外に伴う決済金で、土地改良事業に係る将来の負担等に充てるための積立金管理受託土地改良施設の更新に際して、土地改良区が負担する負担金等に充当するための積立金国営土地改良事業に土地改良区負担額を一括納付した場合の納付相当額土地改良区事務所及び構築物の更新費等に充当する積立金等過年度分の賦課金、加入金、転用決済金等の未収金のうち期末日の翌日から１年を超えて納付されると認められるもの |  |
|
|  |  | 　　有価証券　　出資金　　差入保証金等 | 長期的に保有する有価証券で、基本財産に属さないもの土地改良事業団体連合会、農協等に対する出資金賃貸借契約その他取引等により相手方に差入れた敷金、保証金等 |  |
| 【負債の部】 |
| **［**流動負債］**［**固定負債］ | 未払金換地清算金未払金前受金借入金換地清算金仮受金公庫資金等長期借入金その他の長期借入金 | 期末日の翌日から１年以内に弁済期限が到来する負債期末日の翌日から１年以内に弁済（履行）期限が到来する請負工事費、拠出金、会費及びその他費用等の未払金関係権利者に支払うべき換地清算金（期末日の翌日から１年以内のものに限る。）土地改良区が受け取る債権のうち金額が確定しているもので、賦課又は納入告知等が行われていないもの（納入期限１年以内のものに限る。）返済期限が期末日の翌日から１年以内の借入金（返済期限が期末日の翌日から１年以内となった長期借入金を含む。）創設換地取得者等から換地処分公告日以前に納付された換地清算金相当額で、次いで、土地改良区として換地清算を行うもの流動負債以外の負債で、弁済期限が期末日の翌日から１年を超える負債都道府県営及び土地改良区営土地改良事業に係る日本政策金融公庫等からの借入金で、返済期限が期末日の翌日から１年を超える借入金土地改良区運営費等に係るその他金融機関からの |
|
|  |  | 長期未払金任意更新積立金長期預り金 | 借入金で、返済期限が期末日の翌日から１年を超える借入金過年度分の未払金で、期末日の翌日から１年を超えるもの所有土地改良施設又は管理受託施設の更新に際して組合員が負担する負担金等に充当する予定の任意の積立金預り保証金等預り金のうち期末日の翌日から返還予定が１年を超えるもの |  |